

THE JOURNAL OF
JAPANESE HISTORY OF PHARMACY

薬史学雑誌

Vol. 3, No. 2.

1968

— 目 次 —

(原 報)

神農伝説の展開とその儀礼民俗……………三 浦 三 郎…………… 1

江戸時代における人参栽培事情……………木 村 雄 四 郎…………… 8

(史 料)

林 香 寺 山 椒……………斎 藤 幸 男……………14

(随 想)

東西「薬」という字 雑考(その2)……………吉 井 千 代 田……………17

薬史学・資料の紹介……………23

会 則……………25

あ と が き……………24

正 誤 表……………24

THE JAPANESE SOCIETY OF HISTORY OF PHARMACY

Nihon University, Pharmaceutical Institute,
Kanda-Surugadai, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

薬 史 学 誌

J. His. Pharm.

日 本 薬 史 学 会

■ 好評発売中！

薬の正しい使い方

治療・投薬の理論と実際

虎の門病院分院長 浅井 一太郎
杏雲堂病院 加藤 健三
都立荏原病院副院長 小橋 新

前都立明石病院長 酒井 威
都立豊島病院副院長 名尾 良憲 共著
東京通信病院副院長 藤田 眞之助

B5判 1,100頁 定価10,000円

■私は本書を推薦します——不破龍登代

書評を依頼され本書を手渡されたとき、これはスバラシイ大著であると痛感した。まさに本書は処方する医師と調剤する薬剤師にとって旱天の慈雨というか待望の書である。本書により医師も薬剤師も処方上から見た治療と投薬の理論と実際面において大いに啓発されること疑う余地のないでさばえである。執筆者の面々も現在活躍中の著名の臨床家の諸氏であり、ことに畏友酒井威氏は薬学出身で医科を卒業しただけに薬の道についてもエキスパートであり、第七改正日本薬局方の編纂にあたっては大いにその蘊蓄を発揮された人である。それゆえ本書には医学的色彩と薬学色彩とが実によく調和されている。今までに見かけられない手引書である。しかのみならずこの大著を企画し完成にまで努力された廣川書店の労苦を絶賛するとともに医薬書出版界に一大貢献されたことを感服するしだいである。百聞は一見に如かずというが、病院薬剤師、開局薬剤師の諸賢はともかく一度手にとり内容を一覧するだけでもおすすめる。

新しい調剤・製剤学の集大成！

薬 剤 学 理論・応用

【増補版】

京都薬科大学教授 薬学博士 内藤俊一 著 B5判 定価 3,900円

本書は調剤学はもちろん、最近クローズアップされてきた医薬品の安定性予測に関する理論、化学工学的な基礎、生物薬剤学（吸収・排泄・代謝）、製剤技術など多方面にわたり 3,400 余の文献を掲げて、新しい薬剤学の理論と応用面を、初学者にもきわめてわかりやすく系統的に解説したわが国唯一の書。医薬品製剤製造上のキー・ポイントと、できた製剤の正しい評価方法を理解しやすく詳説。学生はもとより研究室・現場・病院薬局などの技術者・薬剤師の必携書として自信をもっておすすめする。

中毒診療の実際

日本大学助教授 医学博士 保刈成男 著 B6判 定価 2,000円

本書は中毒に関する最新の診療事典ともいうべく、診療に必要な事項は網羅しており、いままで無知識、無経験であった中毒についても、詳細な索引により直ちにそれに関する総合的知識、病理、症状、治療、予後予防について知ることができる。以上のように他に類例をみない特徴を備えた本書は、病院の救急セットと共に、開業医家の机上、医局・工場医・衛生管理者のポケットに、開局薬剤師の書架に、研究室に、一般家庭に常備される最適の書である。



東京都文京区本郷3丁目27番14号
振替東京82694番・電話(814)5561

廣川書店

THE JOURNAL OF JAPANESE HISTORY OF PHARMACY

CONTENTS

—(Vol. 3, No. 1, 1968)—“Special number for Centennial MEIJI”

Congratulations of the 88 th Birthday of Dr. Asahina, the President of the Society.	1
Dr. Tootaroo Simizu : First Centenary of the Meiji Era as the beginning of Pharmaceutical Science in Japan.	3
Dr. Yushiro Kimura : Change of the Crude Drugs of the Pharmacopoeia of Japan.	7
Dr. Etsuo Miyamichi : On the History of Pharmaceutical Education in Japan.	16
Soyoko Nemoto : The Profile of Foreign Pioneers at the beginning of Pharmaceutical Science in Japan.	22
Chiyoda Yoshii : Outline of the History of Pharmaceutical Industries in Japan.	35

—(Vol. 3, No. 2, 1968)—

Originals

Saburo Miura : The Development of the <i>Shen Nung</i> tradition and its ethnical Custom.	1
Dr. Yushiro Kimura : The Cultivation of <i>Ginseng</i> found on the Edo Era.	8

Historicals

Yukio Saito : On <i>Zanthoxylum Piperitum</i> at Rinkōji Temple.	14
--	----

Miscellaneous

Chiyoda Yoshii : Literary Miscellany, Oriental & Occidental Conception of “YAKU” (Part 2).....	17
---	----

*

*

*

President : Dr. Yasuhiko Asahina

Directors : Michiyoshi Akasu, Saburo Miura, Tetsuo Ishizaka, Saburo Mitsubori, Dr. Yushiro Kimura, Soyoko Nemoto, Dr. Tootaroo Shimizu, Chiyoda Yoshii, Dr. Shintaro Takahashi, Dr. Kooiti Kimura, Hazima Sooda, Dr. Takeo Tsukamoto.

THE JAPANESE SOCIETY OF HISTORY OF PHARMACY

体力の減退・お肌のあれに ビタミンEが効く ユベロン

健康の基本条件を守る

ビタミンEは、全身の血液の循環とホルモンの分泌機能を円滑にし健康の基本条件を守るビタミンとして、最近その重要性が強調されるとともに、食事から摂取される量のたりないことが問題視されております。ユベロンはこのビタミンEを主剤とした新しいタイプの国民保健薬です。

しのびよる諸症状に

いつの間にか無理が効かなくなった、疲れが残る、肩がこる、肌の荒れやしみが目立つ……30をすぎる頃からしのびよるこのような体力減退の諸症状にビタミンEのユベロンが全身の組織や器官に働いて、健康的な若々しさと美しさを守ります。

疲労、肩こり、手足のしびれ、関節痛、腰痛、不眠、
血圧の不安にも……………

小山
明子



エーザイ株式会社

東京都文京区小石川4丁目 大阪・札幌・名古屋・福岡

— 原 報 —

神農伝説の展開とその儀礼民俗^{*1)*2)}三 浦 三 郎^{*3)}

Saburo Miura : The development of the Shen Nung tradition and its ethnical custom.

The author intends to consider the process in which Shen Nung, the father of agriculture, had been given the character of the originator of pharmacy, through the study of the ethnical formal customs concerning the legend.

本論は三皇の序列に位置する農耕の祖・神農の性格に、医薬創製の性格が加っていく過程を論じ、その儀礼民俗を考えようとするのが、その目的である。

1) 五穀に具わっている霊力の認識

古代人や未開社会の人びとの穀物に対していただいていた霊力の認識については、すでに種々論説のみられるところであるが、¹⁾ 中国において古く“穀は民の司令なり”(管子卷3 山権数篇) また“五穀は民の司令なり”(管子卷23 揆度篇) などと説かれ、五穀には人間の殺生を司さざる超自然的霊力が宿るものと考えている。

李時珍が“本草綱目”に五穀の薬物起源を論ずるに当り

穎曰……天生五穀 所以養人 得之則生 不得則死(本草綱目 卷22 梗)

と、五穀は人間生令の根源であり、天の五穀を生じる由縁は人をして養うにあるから、これを得れば生き得なければ死ぬ如く、天意に

※1) 三浦三郎; 第21回. 第88年会・日本薬学会大会講演要旨(1965)(1968)

※2) 三浦三郎; いひなめの会・報告資料(1966)

※3) 山之内製薬(株)中央研究所 Research Laboratories, Yamanouchi & Co. Ltd.

1) 肥後和男; 古代伝承と新嘗, 新嘗の研究, 第2輯, (1955)

2) 稷, 和名おおえのころ(俗) Seteria viridis Beauv. var. major GAUD (西山・熊代; 校訂訳註芥民要術 下(1957)を引く)

3) また和名うるしきび Panicum miliaceum L. であるともいう(白井光太郎監修; 国訳本草綱目 VII(1930)を引く)

応ずる霊力とみなしている。中でも大麦小麦は

頌曰……大小麦秋種冬長 春秀夏実 具四時中和之氣 故為穀之貴(同 小麦)

と、宇宙現象の本体的存在である四時の中和の氣を得て育つものであるから五穀の中で貴いものであると論じ、また稷²⁾³⁾は

宗臾曰……稷米今謂之稌米 先諸米熟 其香可愛 故以供祭祀(同 稷)

時珍曰……稷熟最早 作飯疎爽香美 為五穀長 而屬土 故祀穀神者以稷配社 五穀不可遍祭 祭其長以該之也(同)

と、諸米に先んじて成熟し、飯を作っても香味爽かな五穀の長であり、したがって穀神を祀るときに祠饗に供される由縁であると説いている。本草綱目はさらに続けて

上古以厲山氏之子為稷主 至成湯始易以后稷 指有功於農事者云(同)

と、農事に精通して功労のあった厲山(神農)氏の子や后稷が、穀神を祀る稷主の職についたことを述べている。この記述は史記・封禪書の引用であるが、史記以前にも古く中国の諸書に

有列山氏之子曰柱 為稷 自夏以上祀之 (左伝昭公二十九年)

昔列山氏之有天下也 其子曰柱 能殖百穀百蔬 故祀以為稷(国語魯語)

是故厲山氏之有天下也 其子曰農 能殖百穀 故祀以為稷(礼記・祭法)

と、地神と穀神と農神とを不可分の関係において説いている。

つまり、宇宙現象の本態的存在である“氣”を得て大地に育つ五穀は地霊の分身であり、その霊力を摂取することにより初めて人間生命は維持出来る。その穀物に地霊を媒介する耨耕の術に精通する農神こそ、地霊と一身同体の穀霊を祀る稷主の職に相応しいものと見做している。

以上、引用した中国本草の五穀に仮託している薬物起源、すなわち百穀あって人の生命を養わせるとする、思想の根底に投影している“天・地・人”宇宙感三才概念を見逃すことは出来ない。

2. 三皇概念の成立と神農伝説の発生

紀元前 221 年、始皇帝による秦の大帝国が出現する以前のいわゆる“先秦の時代”、儒者の認識に従えばそれは人類のはじめに位する栄光の時代、道徳政治がくまなく実践された理想の社会とみなされ、統治者はみな民の師表に仰がれる“聖人”であった。それがいわゆる“三皇五帝”の時代である。神農は古来この三皇の一に数えられているが、三皇の内容にしても時代や典籍の著者の政治的、思想的立場によって一定しているものでない。

三皇五帝の内容とその出典

出典	聖 帝 名	※							
		有巢氏	燧人氏	伏羲氏	神農氏	黃帝	顓頊	帝嚳	堯舜禹湯
易・繫辭傳			○		○	○			○
尚書			○		○				() ()
楚辭・天問篇									○
莊子・繕性篇			○		○				○
淮南子・脩務訓					○				○
史記・五帝本紀				()	○	○	○	○	○
史記補・三皇本紀		○	○		○				

黃帝軒轅に始まる五帝の世をもって人類の黎明期とみなす“史記”の古代感において、

4) 重沢俊郎：神礼伝説の分析，東西学術研究所論叢 12 (1948)

5) 明・凌稚隆；史記評林，補史記・三皇本紀の序

6) 淮南子・脩務訓；武進莊氏校本，漢・涿郡，高誘注

※) 伏羲，庖犧ともいう。

司馬遷は三皇の名を多く語ろうとしてないが、始皇本紀の中に天皇・地皇・泰皇（人皇）をもって三皇となすとする博士の説を紹介している。

“尚書略説”は燧人・伏羲・神農をもって三皇にあて、またこれをもって天・地・人に配すものとする説が見られる事実⁴⁾⁵⁾ 而して伝説形成に関する一般論から考察して、三皇概念の成立は天・地・人三才觀念の展開と不可分の関係にあるとみなさるべきである⁵⁾。すなわち天皇・地皇・人皇の概念は“天・地・人”宇宙感の像影物なりとすれば、この概念こそ三皇として最も原初的なものとなすべきである。以来、この三才觀念を媒介としながら、中国創世期における原始の支配者たちが整理されるにつれ、典籍の著者たちは彼らの思想的立場を反映させ、統治者をそれぞれ文化的偉業を成し遂げた人間の理想像に仕立て、三皇の聖天子としてその序列に定着さすに到ったものであろう。このように推論すれば、三皇成立の時代は秦代(前221～前202年)を遡るとしてもさして遠くない¹⁾。

一方、司馬遷は伯夷・叔斉の心情を傷んで、彼らが餓死に瀕して首陽山で詠んだ辭世の文辭

神農虞夏忽焉殁兮

我安適歸矣 (伯夷列伝第一)。

を紹介している

司馬遷がさりげなく引用するこの怨詩の中に、原始の聖天子としての神農の名が登場し、しかもその文辭を“逸詩”として扱っている記載を手がかりに、神農伝説の発生年代を推理すれば、それも三皇成立の時代と同様、戦国末期（前 220 年前後）を遡るとしてもさして遠くないであろう。

3. 農耕の祖・神農に現われている二性格

神農の名と性格を普遍的にし、また最もよくまとまった古い記録に易・繫辭伝がある。

庖犧氏没 神農氏作 斲木為耒 揉木為耜
耒耨之利以教天下 蓋取諸益 日中為市
致天下之民 聚天下之貨 交易而退 各得其所 蓋取諸噬嗑

この記述は鋤耨の発明による農耕技術の発達・農業生産が促す交易市場の発展を神農の徳として讃えるものである、“繫辭伝”の作者は庖犧時代の佃漁生活、さらに神農から堯舜へと続く創世の世代を、文化史的発展段階に組立てることを念頭において、人類の先達となった聖人たちの偉業を叙述しようとしている。

一方、農耕の祖・神農が百草の滋味と水泉の甘苦とを嘗めて、人民をしてその避くべきものと就るべきものとを知らしめたと言くものに淮南子・脩務訓⁶⁾がある。

古者民茹草飲水 采樹木實 食羸蠶之肉
時多疾病毒傷之害 於是 神農乃始教民
播種五穀 相土地宜 燥濕肥瘠 高下 嘗百
草之滋味 水泉之甘苦 令民知所避就 当
此之時 一日而遇七十毒

この記述は形を勞し慮を尽して民の先達となり、国利を興し、民害を除いて懈らなかった原始の世における文化の創始者たち、聖天子の労苦とその偉業を著者の五行思想的立場を反映させながら讃えたものである。韓非⁷⁾が“上古の世は人民少なく禽獸が多く、人民は禽獸虫蛇に勝てなかった。聖人が出現して、木の上に巢をつくってこの害をさけた。民は帰服して王と仰いて有巢氏と号した。民はそのころ木の果・草の実・貝類を生食していたので悪臭堪えがたく、胃腸をこわすものが相ついだ。聖人が出て燧(ひうちいし)をきって火を作り煮食することを教えた。民はこれを徳として王と仰いで燧人氏と名づけた”(五蠹編)と考えていたような未開蒙昧な大古に神農が出現し、養生却病の靈力を具えて人間生命の根源とみなされる五穀の栽培法を始めて民に教え、また百草の滋味と水泉の甘苦とを嘗めて、それらの利用法を民に授け、それに因って原始の世には防禦せんとするにもその手段をもたなかった疫病害傷の災禍から民をして避けせしめたものとしている。

以上、古代中国における文化の創始者、農

耕の祖・神農に託している兩伝説の内容を勘考するに、繫辭伝作者は近代農業経済学的な価値の判断において神農の業績を叙述しているのに比べ、淮南子・脩務訓作者は五穀の播種にしても農業の開発を主たる目的にするものでなく、未開社会の生活環境に人々が必然的に被むる疾病傷害の禍から民をして避けしむるためのものであり、さらに百草の滋味と水泉の甘苦を嘗め分けてその利用すべきものを民に授けたとする、保健衛生の向上を以って神農の徳と讃えている。

後世、千宝が

帝以赭鞭鞭百草 尽知其平毒寒温性 臭味所主 以播百谷……⁸⁾

と、神農が赤く塗った鞭を以って百草をむちうち、その平毒寒温の性を知った上で五穀を播いたものとする、神仙的神農の性格を述べているが、この叙述にしても淮南子・脩務訓作者の思想をさらに道家的に強調し潤色したものに過ぎない。

4. 神農伝説にみられる神仙思想の展開

原始の聖帝、神農の性格とその徳行を集大成している記録は、補史記・三皇本紀である。司馬貞は燧人に代った庖犧から説きおこし、女媧の世を経て神農の天下を次のように語っている。

炎帝神農氏 姜姓 母曰女登 有媧氏之女 為小典妃 感神龍而生炎帝 人身牛首 長於姜水 因以為姓 火徳以王 故曰炎帝 以火名官 斲木為耜 揉木為耒 耒耨之用 以教萬人 始教耕故號神農氏 於是作 蜡祭 以赭鞭鞭草木 始嘗百草 始有醫藥 又作五弦之瑟 教人日中為市 交易而退 各得其所 遂重八卦為六十四爻 初都陳後居曲阜 立一百二十年崩葬長沙 神農本起烈山 故左氏稱烈山氏之子曰柱 亦曰厲山氏 禮曰厲山氏之有天下是也 神農納奔水氏女曰聽 諉為妃 生帝哀 哀生帝克 克帝榆罔 凡八代五百三十年而軒轅氏興焉⁹⁾

ここにおいて淮南子・脩務訓作者の述べる神農の性格が強調され、“始めて百草を嘗め、始めて医薬あり”と、近代薬学的な合理性にも相通ずる医薬創製の嚆矢として、神農の文

7) 貝塚茂樹訳 日本と日本人(1965) P 147

8) 晉・千宝撰; 搜神記, 卷一(百子全書の中)

9) 唐; 司馬貞; 補史記・三皇本紀

化的業績が説かれている。

つぎに宋代において鄭樵は、唐代までに伝わる神農説話を集録した“通志三皇紀”の中に神農伝説にみられる医薬創製の性格を

……民有疾病 未知藥石 乃味草木之滋
察寒温之性 而知君臣佐使之義 皆日嘗而
身試之 一日間 而遇七十毒 或云 神農
嘗百藥之時 一日百死百生 其所得三百六
十物 以應周天之教 後世承伝為書 謂之
神農本草 又作方書 以救時疾 ……

と述べている。すなわち古来、三皇五帝の序列に位置し民の師表として仰がれた農耕の祖・神農の性格は次第に稀薄となり、代って道家的神仙思想を背景にした医薬の祖としての性格が相対的に強調されるに至っているばかりでなく、百草を嘗めて一日に百死百生を繰り返す、その得るところの三百六十物を周ねく天の教えに応え後世に伝えんがため書となし、これを神農本草というに到っては、神農の性格は神仙術をよくする方術士の理想像であるといわねばならぬ。このように魏晉以降の神農は何れも神通力を具えた神仙として取扱われ、史話があつて伝説が生れ、それが時の経過につれて神話世界の主人公に祀り上げられるという、時代が降るに従つて物語りは古い世へと逆行する、説話成立の一般論が、中国における伝説上の聖帝・神農伝説の展開にもよく示されている。

5. 中国に知られている神農の儀礼民俗

1) 社稷壇¹⁰⁾

……社壇祭社稷神之所也 社五土之祇 稷五穀之神 稷非土無以生 土無以生 土非穀無以成 故祭社必及稷……

以上の記述中、社は地神、稷は穀神である。社には勾竜、稷には后稷を配するものとされているが、前述の如く稷主の職に就くべき者

は后稷前には神農の司る祭祀であつた。王禎・農書においては民社（民間の新嘗祭）として説かれている。古来、中国における歴代の王朝にとって社稷の祭は国家最大の儀礼であり、君主が王宮を建てるに当り、この二社を王宮の右に、而して宗廟を左に祀るべきものとしている。国家の存するところ、まず社稷の儀礼が行われ、国亡ぶればこの祭りは廃されるをもって、社稷の字義も自ら国家の意に転用されるに到っている。

また社稷の祭式は

……中設石社主 半在土中 祭畢全埋覆以木蓋……¹¹⁾

あるいはまた

……韓詩外伝云 社主以石爲之 准五数長五尺 準陰之二数方二尺刻其上以象物方其下以象地 體埋其半 以根在土中而本末均也……¹⁰⁾

と説かれている。この“王禎・農書”が出典とする“韓詩外伝”には本文に該当する章句は今日みられないが、穀霊の依憑体として石柱を用い、祭るに当ってその半ばを土中に埋め、而して祭の後にはその全体を埋めてその上を木蓋を以て覆うものと説かれている。

この石柱を以て穀霊の依り代、すなわち斎串（いくし）となす祭式は、わが国伊勢神宮の正殿の高床の下、ちょうど神体の鏡がまつられている真下の土中に埋められている“心の御柱”¹²⁾あるいは今なお武蔵野の農家の屋敷の片隅に祀られている石棒の祭礼民俗を思わずに充分なものがある。¹³⁾

2) 先農壇

告祠先農已享……

漢舊儀曰 春始東耕藉田 官祠先農 先農 即神農炎帝也……¹⁴⁾

先農は神農の別名である。先農壇の祭は藉田儀礼、すなわち田植え初めの予祝行事である。この種の農耕儀礼はわが国の農村に広くみられる小正月行事であるが、わが国においては神農の名に託して行ふものは知られてない。

3) 薬王廟

鄭州城在北有薬王莊 爲扁鵲故里 薬王廟

10) 元・王禎；農書，卷十一，民社（商務印書版）

11) 清会典図 礼制

12) 林野全孝；内宮の心の御柱の性格について，建築史研究（1955・4）

13) 三浦三郎；武蔵野の石棒の性格について，奥武蔵，122（1968）

14) 後漢書；礼儀志・上

15) 清・高士奇；扈從西巡日録

専祀扁鵲 明萬曆間 慈聖太后出内幣 増建神農軒轅三皇之殿 以古今医配食¹⁵⁾

薬王廟は伝説上の医聖、扁鵲をはじめ古今の名医を祀ったものであるが、明代萬曆年間、これらの聖医に医薬の祖として名を連ねる神農や黄帝軒轅など三皇の聖帝を合祀したものである。

北京城内に祀る小薬王廟、北薬王廟の祭日は月の朔日と十五日に定められ、その福德神のご縁日には市がたって賑わっていた。¹⁶⁾

6. わが国における神農の儀礼民俗

1) 神農講申合之定¹⁷⁾

醫業之義 連年風儀不宜事共 起相聞 仁術之道悉皆 相闕候而者 都鄙之預評判歎敷奉存候 依之 是迄打寄 申合事等無之趣ニ者承伝候得共 何卒仁術之道をも相守 又夫々業舛も相立候様仕度 今般神農講相企評決仕候始末左之通

一、不撰□※) 不貴聖賢之書 名家之不見秘書 薬性を知らず 以己利口 治療を引請候て煩惱病者事

一、病症を知ら須して至治療 剩 疑敷薬種等 取扱 或ハ高金之品と名号 時々相場ニ不応 格外之価取掠候事

一、大病人 或ハ長病人任我意 押而治療以多し不見他医事

一、病者之好ニ而他医相招候節者 其所之醫又者掛合之醫添書敷口上以相招 人命不輕事故 与置ト薬方委敷申述来 醫之薬方をも相尋 病者引渡之事

附 眼病外療産家等之儀 他医相招候者格別之事

一、素人盲目 香具等之者共 病症治療之弁ヘ奈く 猥薬剤を与ヘ 病者甚々六敷相成候 而醫相頼候事等間々有之 其病者平癒無之候而醫之処ニいたし不尽汚名を受候而甚々以業舛之妨相成候故 己(以)来 右舛之者共 治療又薬剤与 病者ヘは堅相断候事

一、附 治療中 掛合之医相談なく 売薬等相用ひ候族も間々有之候由 却而病に不応変症

いたし候節 病者之過を差置 醫を誹謗いたし候事等有之候間 右舛之儀相聞候得者 早速相断候事

一、遊歴之醫滞留 療治歟又暫徘徊いたし度与申もの有之候 其所醫ヘ相談事 其上 神農講仲間立会之上 遂穿鑿為可相成者 此方而取持差置候様仕度事

一、病者より来而乞治療候節者 仮令 如何成公私用ニ而も差置間 外病用相務可申事

一、名子 水吞舛之困窮もの治療之節者 施薬 兼而差心得之事

右条之趣 堅相守可申 若 定違乱之輩 立会之故 薬籠取上 醫職差止候条 議定如件

嘉永五年子正月 日

土 肥 村	勝 玄英
小土肥村	青木純碩
土 肥 村	大塚升降
八木沢村	石井竜玄
小下田村	池田良哲
同	片岡良斎

小土肥邸

御役人衆中

明応7年(1498)、明から帰朝した田代三喜によって、中国宋代の李東垣、朱丹溪のいわゆる李・朱医学が唱導され、その弟子曲直瀬道三らによって漢方医学がはじめて実用の学として庶民社会に滲透した。江戸期の医者仲間には法眼や法橋の名を賜わり、幕藩体制の官僚機構の一員に組入れられたお抱え医師もいたが、彼等の多くは庶民の商賈往来に初めて一枚加わった医者衆であった。この時代には平安朝の課試の制度や、医療官営、貴族独占の制度もくずれ、医者は誰でも最も手軽に開業出来る知的職業の一つであったため、庶民は彼等の生命を託すに足るべき、医者への識見や医術の技倆、あるいは職能人としての性格などについて常に批判の目を厳しく注いでいた。

医者衆はこれら庶民の間に本然的に生ずる評判に対して、近代医師倫理学的な感覚を以って、庶民との依存関係に融和をはかろうともせず、自ら選民意識的な垣根を設けて閉鎖社会に閉じこもり、自己利益中心主義的な団

16) 清 敦崇；燕京歳時記(1900)

※) 師か？

17) 伊東市小川、木村博氏蔵

結を以って庶民と対決する構えを示している。

上掲の資料は庶民社会の一職能人であるべきわが国の漢方医たちはギルド的な団結をはかり、独占的排他的な権利の維持を企て、その意図を伊豆地方の役人衆に伝えてその諒承を得ようとしているものである。その仲間意識の結集を促がす精神的中心として、中国における医学の祖・神農の名が利用されている。

2) 神農講

大阪における薬種商の集住地、道修町の記録に神農講の初見は、享保12年(1727)であるという。¹⁸⁾ 神農講は道修町の中心的存在であった薬種仲買人仲間の外廓団体とも称すべき集団名であった。元来、大阪における薬種仲買人仲間は、享保7年8月、公認株数124を以って発足している。その後、仲間株の譲渡や権利の借用などが次第に窮屈になったため、本店(ほんだな)から分家・別家して薬種の仲買いを営もうとする脇店(わきだな)の設立に、その営業を保証する便法として、第二組合的な集団を作り神農講とよんでいた。

3) 神農さん

道修町の秋祭りを俗に“神農さんのお祭り”という。薬種商が神の加護によって無事に職務を果たすようにと、安永9年のころ、京都五条天神の祭神を道修町の寄会所へ勧請したものと伝えられる。初め寄会所の神棚に祀っていたものが、大塩の乱(1837)で類焼したため、天保11年に庭の一隅に遷座して社を設けた。冬至の日に例祭が行われている。

今日、この祭神を少彦名命と呼ばせているが、浪華百事談¹⁹⁾によるまでもなく、祭神は神農であることに 변りない。これは明治政府

の宗教政策に基くものである。

すなわち、明治元年3月13日、王政復古神武創業の始めに立ち戻り、これを出発点として原始社会の呪術的な祭政一致の制度を回復しようとする太政官布告が出され、続いて17日と28日に出された神仏分離令、廃仏棄釈の政策²⁰⁾によって、神農も異国名をもつ蕃神の範疇の神と見做されたため、皇祖・天照に隸属する少彦名命を名告るに到ったものである。

4) 香具師の守り神

わが国の香具師(てきや)は神農を祖にあおぎ、守り神として奉じている。香具師の社会は商品経済の担い手として最も原始的な稼業の形態を現在に維持している。その仲間が店を構える場所は祭礼や縁日など人の寄る野外であり、また移動を主にする業態であるため、一家という仲間の緊密性を確保する必要上、厳しい戒律と掟が要請されている。これら戒律と掟の盟いなどは神農の名の下に行われるのが常である。²¹⁾

5) 湯島聖堂の神農像

湯島聖堂、大成殿東方の高台に設けられた祀殿に奉安されている神農像の由来については、諸書に詳しく述べられている。²²⁾²³⁾

7. 江戸庶民の認識にあった神農

中国に発生した伝説上の聖帝・神農の名とその儀礼民俗は、江戸庶民の目にどのように映っているかは、彼等が日常の実感を吐露して詠んだ庶民文芸・江戸川柳の作品にうかがうことが出来る。

a) 百草を嘗めたという神仙譚

神農の寝言は舌の音ばかり

(柳多留拾遺 4篇)

神農はたびたび腹も下してみ

(同 上)

神農は質草ばかりなめてみず

(同 上)

神農の腹けっしたり下ったり

(柳多留 57篇)

草を噛み木も噛み五味を引出し

(柳多留 75篇)

神農は鋸草で舌を切り

(柳多留 60篇)

18) 武田薬品・百八十年史(1958)を引く

19) 著者未詳; 道修町小彦名神祭, 浪華百事談, 巻3(新燕石十種第1の内)

20) 辻善之助; 廃仏毀釈, (岩波講座, 日本歴史)

21) 添田知道; 香具師の生活(1954)

22) 宇田尚; 神農像の由来, 薬局 4, 3, (1954)

23) 矢数道明; 恩賜神農像祭祀変遷年代表(漢方略史年表の内)(1968)

24) 茅原 定; 神農祭併医祖神, 茅窓漫録 巻3(天保4)

- 腎薬を甜めて神農ついおやし
(柳多留 88篇)
- 神農はペンペン草で舌鼓
(柳多留 117篇)
- 神農は濃茶のような唾を吐き
(柳多留 138篇)
- 神農のよだれ千才茶に流れ
(柳多留 147篇)
- b) 漢方医が床の間にかけていた掛軸の図柄
山姥の芋をうむ所を医者は掛け
(安永4年信5丁)
- c) 漢方医のファミリーフェスティヴァルで
あった神農祭²⁴⁾
冬至とて医者殿ばかり春木町
(ツノキリ 22篇)
- d) 儒学的徳行の聖人と思われる神農
(金ではやすい神農の恩)
(続・草結(京)明和5)
- e) 医薬の祖神
風邪くらい神農の屁で本服し
(柳多留拾遺 5篇)
- 神農を噛み分けさせる医学館
(柳多留 79篇)
- f) 薬種問屋街に漂う漢薬臭
神農の屁は本町を通るよう
(柳多留 103篇)
- g) 神農像の姿。神農像はわが国のお正月さまのように簪をつけ、論語に述べる荷篠丈人の籬をもち、繫辞伝に創作したという農具をもち、淮南子に説く百草を嘗め、三皇本紀でいう牛首人身の相をそなえている。²⁵⁾
神農のように咬えて嫁をねめ
(柳多留拾遺 5篇)
- 神農のように手を当て娶笑い
(柳多留 124篇)
- h) 木薬屋の看板。江戸の本郷四丁目の角に
沢瀉屋市兵衛という薬種屋があった。屋号は
伊勢屋であったが沢瀉の紋を商標にしていた
という説もある。ここから発売する口中薬は
江戸市中の評判を得ていた。その近く本郷三

- 丁目兼康横丁に芝柴井町の出店ともいう 歯磨
口中薬の元祖を名告る木薬屋があった。その
店の屋上に漆喰細工の神農像がのっていた。
かねやすににらまれている木薬や
(安永元年松3丁)
- 沢瀉を神農横ににらめつけ
(柳多留 13篇)*)
- 沢瀉と朝鮮攻は向い合い
(柳多留 23篇)
- 沢瀉一枚兼康歯がたゝず
(柳多留 37篇)
- 本郷の屋根に神農かゝりうど
(柳多留 135篇)
- 兼祐でばかり神農壁にされ
(柳多留 90篇)

8. 結 語

以上、中国における神農伝説の展開を考察するに

1) 神農は三皇の聖天子の一人に数えられるものである以上、伝説の発生は三皇概念の成立と不可分の関係にある。而して三皇概念は“天・地・人”宇宙感の三才観念の像影物と見做さるべきものであり、従って神農伝説の発祥は春秋戦国のころと思われる。

2) 農耕の祖・神農の性格に医薬の祖としての性格が付与されている理由は、“穀は民の司命なり”とする古代人の穀物に対していただいていた生命的な精霊感が媒介し、それが道家的五行思想ないしは神仙思想を背景に展開したものと思われる。

3) 中国における神農の名に仮託する儀礼民俗に、農耕儀礼的なものと福德神的なものとの両者がみられる。

特に社稷壇の祭式、穀霊の依り代としての齋申である石柱を用いる祭式は、わが国古代における石棒信仰や“心の御柱”の謎を解く鍵として考究さるべきものであろう。

4) わが国においては、神農の名に託する農耕儀礼は知られてない。

しかし、特殊な閉鎖社会において、仲間意識の結集を促す精神的中心として、神農の名が利用されている現象は、国民性の一端をのぞかすものとして一考を要する課題である。
(13頁に続く)

25) 三浦三郎；新嘗の研究，第3輯—稻と祭儀口絵説明（1967）

※雨譚註万句合。（国会図書館蔵本）本郷の兼康店。沢瀉は薬種屋。沢瀉やはミがきうれる。

江戸時代に於ける人参栽培事情

木 村 雄 四 郎

Yushiro Kimura : The cultivation of Ginseng in the Edo Era.

(1) は じ め に

今や国産の人参 (*Radix Ginseng*) は福島(会津), 長野(北佐久, 小県), 島根(大根島)を主産地として遠く海外に輸出し, 外貨を獲得しているが, 江戸時代にニンジン (*Panax Ginseng* C. A. Mey) の種苗を原産地の朝鮮から移入し栽培に成功させた幕府当局の並ならぬ努力は, わが国薬草栽培史上特筆に価するものがある。

筆者はさきにわが国に於ける人参の品質規格問題に関連して親しく生産の実情を調査^{1), 2), 3)}したが本稿では江戸時代に於ける人参栽培事情の概要を述べたい,

(2) 人参を栽培するまでの経緯

わが国の漢方医学は安土・桃山時代(1568~1600)に入ってから中国からいわゆる李朱医学が伝えられ, その発展に伴って逐次庶民の間に普及したが漢薬の需要が急増したため, これまでのように中国や朝鮮からの輸入にのみ依存し得なくなった。

江戸幕府が当面する漢薬の自活対策としていちちはやく江戸の南北に麻布および大塚御薬園を開いて薬草の種苗を育成し, 次でこれを統合して小石川御薬園^{4), 5)}を設置して名実ともにわが国薬草増産対策のセンターとした。

とりわけ将軍吉宗は丹羽正伯, 野呂元丈, 松井重康, 阿部将翁, 田村藍水, 植村左平次らを採薬使などに任命して全国各地に派遣し, 薬草の生産を奨励したので諸藩もこれに倣って逐次薬園を開き薬草の増産に寄与した。

江戸時代に漢種の薬草木が多種にわたり中国および朝鮮から移植されたがニンジンはその代表的な薬草として注目される。

そもそも人参が薬物としてわが国に伝えられた歴史は古く続日本書紀によれば天平12年(739)渤海国王が人参30斤を聖武天皇に奉呈しており, また当時の遣唐使や僧鑑真などによっても人参が齎らされたであろうことは奈良の正倉院の薬物⁶⁾に人参が現存することでも明らかである。薬物としての人参はその後屢々高麗王や李朝から進貢されたがとりわけ僧医・田代三喜(1507~1595)が明国に留学して李朱医学を伝え, その直系の曲直瀬道三はいわゆる道三流の李朱医学(後世方)⁷⁾を提唱し特に人参を賞用したので江戸時代に入って人参の需要は急増した。

当時の人参は専ら対島藩を経て朝鮮から輸入⁸⁾され, 慶長(1596~1614)延宝(1673~1680)を経て享保年間(1716~1735)にはその輸入量も上昇し元禄年間(1688~1703)には長崎会所を経て中国からも唐人参を輸入する始末となった。しかし原産地の朝鮮でも当時は専ら野生品に依存したので年と共に減産し値上りしたので幕府は金銀の海外流出対策には並ならぬ苦慮があった。

(3) 人参種苗の入手事情⁹⁾

幕府が人参の自活対策を講じたのは蓋し当然の趨勢ではあったがこれまでの対島藩との経緯もあってか実際に踏切ったのは享保年間からである。

すなわち, 享保4年6月(1719)幕府の御用番久世大和守の用人は秘かに対島屋敷の留守居役・鈴木左治右衛門を呼び出し, それとなく人参絵図の提出を求め, かつ人参の形状や大きさなどに付き照会した。

その時の口上書によると『人参ノ絵図仕差上候ニ被仰付候, 大概ハ見覚申候得共不委候然共有増覚之通絵図ニ仕候

而差上申候実ハ七八月ニミノリ仙蓼ノ実程ノ
大サニ而赤ク御座候、春夏掘申候ハ性 不宜由
ニ而九月比ヨリ掘取申由ニ御座候北 請之深ミ
ニ自然ト生申候作候而ハ出不申物之由、彼国
ニ而茂申候 以上

六月二十三日 宗対島守内

鈴木左治右衛門 』

これによっても幕府当局の人参に対する関
心の程が判るが対島藩では朝鮮でも作ってで
きないことを申述べてそれとなく人参栽培の
むづかしいことを諷刺しているかに見える。

享保6年(1721)のある日、林良喜から江戸
対島屋敷の家老・平田隼人に対して人参の生
根を献上するよう内示したので、これを受け
た対島藩ではすぐさま本国に伝え、釜山在館
の役人に命じて内密に人参苗を物色させて入
手し、全年、宗対島守が参勤に際し、これを
持参し、全年10月23日留守居・鈴木左治右衛
門に使者として御用番水野和泉守に伺はせ用
人・赤星弥三左衛門に対面して人参苗の献上
について諸般の打合せを行った。すなわち
『朝鮮人参生根兼而才覚仕候処三本相調頃日
従国元到来候御用ニ茂御座候ハ、献上 仕奉奉
伺候 以上

十月二十三日

宗対島守 』

そこで問題の人参苗は鉢植とし水苔でおお
い、これを穴を開けた木箱に梱包し、さらに
長持に入れてはるばる江戸に運んだもので水
野和泉守が登城して將軍吉宗に献上した。

ともあれ当時朝鮮でも人参は未だ栽培して
おらず従ってその作り方も判らぬまま次のよ
うな口上書を添えていることが注目される。

『人参生根植之事四季の手入等致様之儀御尋
被遊候兼而朝鮮へ差置候役人ニ申付置候ニ付
才覚調り候節商人共ニ承合候処植付様四季手
入等ニ不相知候得共山中ニ而掘取候様子、人
参大小ニヨリ二三寸、或ハ四五寸程土中ヨリ
茎ヲ生シ、北ノ方夏木ノ蔭木ノ間ヨリ纔ニ日
ヲ請木蔭ヲタヨリ育テ候ト相見へ候由申候、
此段異国人ノ申分不慥儀故差扣罷居候得共御
尋ニヨリ申上候 以上

十月二十六日

宗対島守

鈴木左治右衛門 』

しかしこのような配慮にもかかわらず苗は
すべて枯死し、その後も数次にわたり生根の
移植が企てられたことは次の通りである。

享保6年6月25日 生根3本

対島守より將軍へ献上

享保7年1月26日 生根6本 全上

享保12年12月28日 生根7本 全上

享保13年 生根8本 全上

享保13年11月13日 種子60粒 全上

かくて、人参の生根は主として小石川御薬
園できわめて入念に移植されたがいずれも枯
死し最後に享保14年(1729)小石川御薬園お
よび日光御領地に播種したものが発芽に成功
した。幕府は別に長崎会所を経て中国(満洲)
産の生人参を取寄せるため享保7年長崎在住
の南京商人・偷枚吉に委嘱して彼の部下を満
洲に派遣しており、苦心の末享保11年7月活
参3株、乾参3株、参子1包(約100粒)を
献上したが、これらの種苗の処理についての
記録はなく、恐らく何れも失敗に終わったも
のと思われる。

(4) 幕府直営の人参栽培

幕府は人参の栽培地を日光御領地の今市宿
(現在・栃木県今市市)に選り江戸吹上奉行
・西脇重郎右衛門、日光御目代・山口新左衛
門が監督となり、土地の百姓・大出伝左衛門
により栽培に着手した。人参の栽培地を日光
に選んだ理由として

- 1) 気候的に適地と認められたこと。
- 2) 東照宮の神領地のため栽培上の機密が
保てること。
- 3) 江戸との距離および交通事情を勘案し
たこと。

などが挙げられる。

まず栽培地を選び世話人制度を定め、耕作
人組合を組織して組合人以外には栽培を許可
しないなど、指定制とし、人参の調製場を設
けて専門技術者を常駐させ、品質の向上を期
するなど、すべて幕府直轄のもとに栽培およ
び製造を行った。

すなわち享保17年(1732)人参の栽培を御用作として専売制を採用し、翌享保18年(1733)人参寒養御用を命ぜられた植村左平次は宝暦3年(1753)に至るまで25年に涉って毎年日光に出張すること25回におよび宝暦4年(1754)病を得て全年7月解職を乞うまで専ら人参御用作の監督として精励した、

日光で人参の栽培を始めてから数年にして元文3年(1738)5月には日光産人参種子を江戸本石町の岡肥後方および京都で広く庶民に頒布しており、安永13年(1763)には国産人参苗も5万株に達したといわれる。すなわち明和1年(1764)には江戸・神田紺屋町に人参座を設けて国産人参の販売を始めている。

日光の人参栽培事業は享保17年(1732)より明治2年(1869)まで136年にわたって実施されたがその間に寛政2年(1790)から享和3年(1803)までの12年間は勝手作として自由栽培が許可されかつ自由販売され同時に品質検査も廃止されたため品質を低下したばかりでなく人参関係の役人の失業者が続出し再び御用作に切替えられた。

日光での人参栽培反別について詳しい記録が見当たらないが寛政11年(1799)ごろの記録によると現在の日光市と今市市の間地域がほぼ中心地で例えば所野、七里、野口、平ヶ崎、室瀬、吉沢、大畑、長畑、芹沢、瀬尾、倉ヶ崎、大桑、小百、小佐渡、大渡、針貝、塩野室、壬生、田所、風見、沢又、大沢、大和田島、小代、板荷、草久、御幸町、石屋町等の広範囲に涉り参作人も当時176人を算したといわれる。

とりわけ板荷には御用所(御役所、人参奉行所ともいった)を設け芽出し、見分け、掘立見分け、作の見分け等を行い、かつ土根の買上げや人参の加工調製が行われた。現在の栃木県鹿沼市立・板荷小学校はその旧跡であり、明治2年(1869)維新の改革と共に廃止され、幕府の直営であっただけに一朝にして衰微し消滅したのは残念である。

(5) 松江藩の人参栽培

松江藩の人参栽培は藩主松平宗衡が宝暦10

年(1760)御側役藤江八郎衛門に命じて江戸・青山の藩邸に藩士・小林新蔵に人参を試作させたことに始まる。新蔵はその経験にもとずき安永2年(1773)出雲国意宇郡東津田村に人参畑を作り人参畑御番となったが翌3年(1774)さらに島根郡御城内木苗方に人参畑を作ってその方に転じ、津田畑は伊原甚右衛門に管理させたが不作のため木苗方の付属としたが寛政11年(1799)新蔵の病死と共にその栽培も一旦廃止された。

たまたま出雲地方に天災相つぎ松江藩も財政窮乏を告げたため、その財政建直しのことでもあって人参事業が計画され、新蔵の息・小林茂重が起用された。すなわち文化1年(804)9月日光御領地に赴き親しく人参栽培を習得して帰国し、意宇郡古志原村(今の松江市内)に人参を試作した。また文化4年(1807)には出雲国大原郡仁和村の木村太郎左衛門は藩命により京都に出張し山本世縊について人参栽培およびその調製法を伝習して帰った。

かくて松江藩直営の人参畑を御手畑といい順調に発展したので百姓にも栽培を許可した。いわゆる百姓畑で、いずれも藩の専売制として生産および販売を統制したがその増産と共に文化13年(1816)人参の他国売のことを幕府に申請して許可を受け、さらに文政4年(1821)には3,000斤まで販売することの許可を得、文政7年(1824)には5,000~6,000斤の



Fig. 1. 松江市人参方における
人参方役所の門

販売が許可されるにおよんで逐次3都、北国、長崎辺へも販路を拡張し、天保4年(1833)には藩製人参300斤を長崎を経て中国に輸出するようになった。

これより先、藩は文政2年(1819)松江、天神橋東、誓願寺南に人参方役所および製造所を新設した。現在の松江市人参方はその旧跡であり、当時の人参方役所の門だけが現存する。

松江藩の人参畑は御手畑(俗に御上畑ともいう)百姓畑もいずれも人参奉行の管理のもとに適地を選んで御手人に栽培させ、各地に会所(人参方役所の出張所)を設けて藩吏を駐在させ、一方庄屋の家に御用聞を置いてともに栽培上の指揮監督をしたものでひところは藩内に28ヶ所の会所があり、内2ヶ所は大根島にあった。

大根島(八東郡八東村)では天保の初期から御手畑200畑(1畑縦4間半、横3.5尺)を設け村民の中から数名の御手人を選んで栽培させ、御手人頭がこれを指導したもので、遅江には会所(人参方出張所)も設け藩吏が出張して万般の指揮を行った。初代の御手人

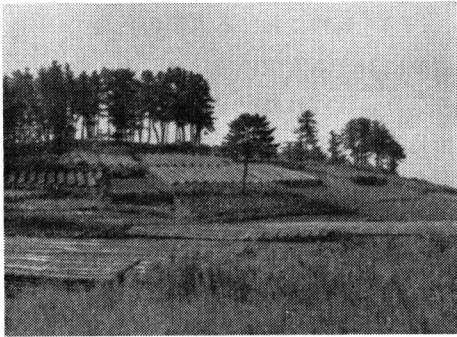


Fig. 2. 出雲大根島における人参畑(現況)

頭は菅江才次郎で八東村竹矢田から大根島に渡り、初めて人参栽培法を伝え、その子・直市(天保6年生)は父の職を継ぐこと数年で波入の御手人頭になった。

二子に御手畑を作り会所ができたのはその後のことで御手人頭は安部源三郎(文政8年(1825)~明治27年(1894))で藩から扶持米6俵を受けており、その子・延十(嘉永4年(1851)~昭和8年(1933))がその後を継いだ。

当時の人参畑は播種後4~5年を経て根を採掘したが、およそ30年間は同じ畑で人参の連作ができないとして、藩吏は各地を巡回し、適地があれば所有主のいずれを問わず直ちに

没収して御手畑とし、かつ藩吏の命により御手人の下に労役に服させたもので、この種の土地の没収と強制労働に対し義憤を感じた亀尻の人柏木又衛門(明治14年没)は屢々人参方役所に農民の苦衷を訴え、その善処方を懇請し、後年江島中浦(人参方の手によって人参事業の益金でできた中海の埋立地)にその代償地が下付されたといわれる。

ともあれ当時の人参畑では畑地の仕込、小屋掛け、播種、手入、種取、採掘に要した労力は人参畑100畑(1反5畝歩)につきおおかた次の通りであった。

新畑 延 790人

内訳	置屋根	400枚	40人
	仕込無上・草取		150人
	折返両度無上草取共	200人	
	土卸御種入		300人
	針目小道直・掃除	50人	
	垣拵跡片付	50人	
	置屋根竹切地割竹土留竹拵	30人	

古畑 延 470人

初年生	90人
2年生	95人
3年生	75人
4年生	105人
5年生	105人

これを見ても当時の農民がいかに労力に徴集されたかが判ると共に人参栽培作業のあらましを知ることができる。

大根島における遅江および二子の御手畑は初め各200畑であったが後年400畑~500畑に増反され、他の地域に比べて適地の多いことが知られる。当時人参の栽培や調製の方法はすべて厳秘とされ御手畑の周囲には堅固な垣がめぐられ御手人も年々厳しい身元調査が檀那寺で行われ藩に提出されたらしく、今でも波入の全隆寺には当時の記録が残されている。

畑は農民の出願によって畑数に応じて種子が下付されたがみだりに畑の増減することを許されず、従って百姓畑は御用畑に比し少なく、嘉永年間の記録によると波入の安部嘉平次(文化2年(1805)~明治22年(1889))が嘉永

5年(1852)人畑畑5の増反が許されており、その他波入、遅江、馬渡、亀尻、寺津、二子、入江等各部落の有力者が許可され、逐次増反し1戸当り20畑になり、成績によって褒賞金を与えて増反を奨励している。

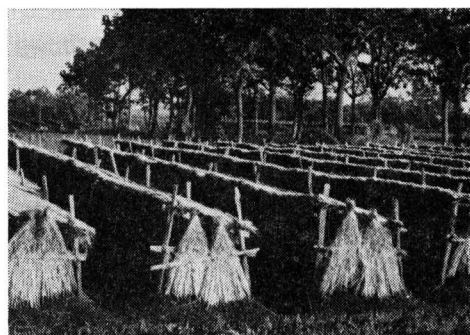


Fig. 3. 会津若松における人參畑 (現況)

種子は御手畑・百姓畑を問わずすべて古志原の人參種貯蔵所から畑作に応じて配分され播種にはすべて藩吏が立会い余分の種子は焼却された。また、人參の種子は藩では4年生～5年生の株から結実したものを採取し封印して種子貯蔵所へ送付し、土根もおおむね5年生の根を掘上げ、その時期は採種後30日とされ、土根は監視付きで人參方役所へ直送された。藩の人參事業は文政～天保初期には人參価の暴落で一時頓挫したが天保4年(1833)幕府の許可を得て藩製人參300斤を長崎を経て中国に輸出して声価を上げて以来漸く好調を示し嘉永末年頃から安政年間の需要増のため藩の財政面に寄与し幕末の頃には人參方の収益により大いに軍資金の調達に役立ったといわれる。

明治1年(1868)当時御手畑は5町6反7畝18歩3厘であったが維新の改革と共に人參方の貯えた金銀と共に会計本局に移され、人參方役所は物産会所の所属となり翌年廃止された。次で明治4年(1871)廃藩置県と共に島根県人參課は松江市松本敬次郎、大根島安部柳兵衛、本庄村・村山内幸などの8名に一切を挙げて払下げられ、明治7年寺津に2ヶ所、同8年波入に1ヶ所の人參製造会社を設けて専ら阪神地方と取引したが明治19年(1886)解散したが幸にも先人の偉業を継いで発展し、とりわけ良質の人參が生産され注目される。

(6) 会津藩の人參栽培

会津藩では明和3年(1766)藩主松平恭定が人參の種子を幕府より下付されて門田村諏訪原に試作したのが始まりとされる。次で寛政4年(1792)会津若松の医師安田厚伯は自作園に小石川御薬園から人參種子25粒を受け播種し試作している。しかし会津藩が本格的に人參の栽培に踏み切ったのは寛政7年(1795)本草家佐藤成裕を招いて人參の栽培を始めてからで享和3年(1803)会津藩家老田中玄宰は出雲より人參種子を移入し、その栽培を藩営とし、東名古屋町に人參役所を設け、大いにその拡大発展につとめた。文政12年(1828)8月会津藩主は人參を中国に輸出することを幕府から許可を得て、天保2年(1831)には幕府は諸国人參中会津人參1万斤の他は輸出してはならぬとの布告を出しその翌年には長崎会所に売込み初めて中国に輸出し爾來順調な発展を遂げた。

(7) 信州における人參の栽培

信州における人參の栽培は弘化1年(1844)北佐久郡志賀村の農民・神津孝太郎が若冠18才で日光御領地・上都賀郡長畑村に高橋銀右衛門を訪ねて秘かに人參の種子29粒を得て帰り、そのうち15粒が発芽したが後すべて枯死した。翌年7月再び日光に赴き生株数本を求めて帰国し移植したが3年生苗が活着した。弘化3年(1849)三度日光に赴き秘かに種子を求めて帰り、漸く発芽に成功した。



Fig. 4. 信州北佐久郡における人參畑 (現況)

当時幕府は野州(日光)、会津、出雲の3藩の他は、人參の栽培を制限しており、種子を入手することも栽培することも多大の苦心を要したもので、最初から民業でスタートした

ところで信州人の根性が認められる。

嘉永2年(1849)日光より高村某を招き人參の調製法を学び生産上きわめて好況を示した。文久1年(1861)人參市価の暴騰によって栽培も順調に発展し逐次隆昌に赴き維新後幾多の迂余曲折を経て今日におよんでいる。

(8) お わ り に

これを要するに、わが国に於ける人參の栽培は江戸時代に幕府によって開発されたもので、次で松江藩および会津藩でも旺んに栽培したがいずれも独占企業として専売制を採用したのでその他の地方で栽培するには種苗の入手並びに栽培技術の導入上きわめて難事であったことが判る。

しかし、その間に処して信州では当初から一農民の熱意により人參栽培の企業を達成し、今日の隆昌を見るに至ったものであるが、これに反してその発祥地日光では幕府の御用作によって栽培管理が厳しかった故か官営の廃止と共に根絶したことは蓋し生産上の意慾に乏しかったものと見られる。

今や明治維新以来まさに百年を経過し、人參の栽培管理も地方的に幾多の曲折を経て発展しており、いずれ稿を改めて考察したい。

本稿を草するに当り人參史を拝借した清水藤太郎博士、調査にご便宜を戴いた木村定晴(松江市)氏、並びに協力された安部晴男(大根島)、酒井寛雄、酒井忠彦(信州丸子町)、鈴木隆彦(会津若松市)の各位に対し厚く御礼を申し上げます。

引 用 文 献

- 1) 木村雄四郎、鈴木隆彦：会津人參の生産状況について；日本大学薬学研究年報 V～VI (1963)
- 2) 木村雄四郎：大根島に出雲人參を訪ねて；和漢薬 No. 183 (1968)
- 3) 木村雄四郎：会津人參と信州人參；和漢薬 No. 185 (1968)
- 4) 木村雄四郎：小石川御薬園；薬局 VIII (1957)
- 5) 上田三平：日本薬園史の研究 (1956)
- 6) 朝比奈泰彦編修：正倉院の薬物 (1955)
- 7) 清水藤太郎：日本薬学史 (1949)
- 8) 今村軻：日本へ人參の将来された年代について；本草 No. 9, No. 10 (1933)
- 9) 今村軻：人參史 IV. 98—119 (1934)
- 10) 伊沢一男：野州日光の人參栽培の史的考察；星薬科大学紀要 V. (1956)
- 11) 植村左平次：薬草御用諸国相廻候日記 (1754)
- 12) 福田要：会津薬用人參に関する研究 (1957)
- 13) 島根県：島根県に於ける薬用人參の沿革と現況(概要) (1952)

(7頁から続く)

本研究にお便宜とお指導を賜りました二松学舎大学教授橋川時雄先生、宇都宮大学(農)教授熊代幸雄先生、資料の利用を許可して頂きました木村博

氏、ならびにお助言を賜りました京都大学(文)教授重俊郎先生、奈良女子大(文)教授大島利一先生、旧奈良国立博物館学芸課長小野勝年先生に謹んで謝意を表します。

— 史 料 —

林 香 寺 山 椒

斎 藤 幸 男

静岡県庵原郡由比町東山寺にある林香寺に栽培された朝倉山椒は、江戸時代を通じて徳川幕府に毎年届けられたもので、これを林香寺山椒の名で呼んだ。

山椒については、日本薬局方では *Zanthoxyli Fructus*, *Zanthoxylum piperitum* De Candolle. または他の同属植物の成熟した果皮で、種子、果柄、枝およびその他の異物は30%以下ということになっており、その粉末もまた山椒末として記載されている。Xanthos は黄色, xylum は木, piperitum は胡椒様という意味で、邦語の「ハジカミ」というのは「ハジ」はハゼル, 「カミ」はニラの古名よりと伝えられるが、まこと辛味深いもので、芳香性健胃剤、または調味料として用い、特に魚毒を消すものとして古くから使われた。静岡県では浜名湖の養鰻事業にともない、鰻料理に必須の調味料として広く使用されている。山椒の成分については、日本薬局方解説書や、刈米達夫・木村雄 四 郎 共 著 の「最新和漢薬用植物」などで御覧のことと思う。山椒の文献としては

- 朝比奈泰彦・今野運治：薬誌 36, 80(大5).
滝口滝三：衛生試験所報 19, 167 (大12).
牧野富太郎：植研 5, 378 (昭3).
内田 壮：工化 15, 941, 1066 (明45).
内田 壮：工化 31, 896 (昭3).
浅野三千三・兼松鉄雄：薬誌51, 384(昭6).
村山義温・篠原 伝：薬誌 51, 379(昭6).
下村 孟：薬誌 63 (昭17).
浅野三千三・相原 伝：薬誌 69, 376, 381 (昭24)
相原 伝・鈴木 猛：薬誌 71, 1323(昭26).
などがある。

本草綱目の果部32卷には秦椒(大椒, 花椒)と、蜀椒(巴椒, 川椒, 漢椒, 南椒)の二つがあり、秦椒の方は蜀椒より味が短かいと記されている。

南京薬学院薬材学教研組著の薬材学 (1961年版)にも、秦椒と蜀椒を記述している。

現在本邦における山椒の産地としては、和歌山、岐阜、静岡、兵庫の各県があげられるが、延喜式諸国進年料の雑薬の部から表示すると、次のようになる。

〔「蜀椒の諸国進年料」より延長5年〕(単位 升)

国別	進年料	国別	進年料	国別	進年料	国別	進年料
畿内		武蔵	30	越後	8	美作	7
		下総	4	佐渡	30	備前	6
山城	12	東山道		山陰道		備中	6
大和	20			丹波	2	備後	13
摂津	3	近江	2	丹後	17	安芸	10
東海道		美濃	93	但馬	10	長門	25
		信濃	16	因幡	4	南海道	
伊賀	1	上野	10	但耆	9		
尾張	25.8	北陸道		出雲	5	土佐 (秦椒)	1
参河	10			石見	35		
遠江	8	若狭	20	播磨 (秦椒)	3	讃岐	20
駿河	20	越前	27			伊予	4
伊豆	10	能登	30				
甲斐	30	越中	4				

古くから本邦の各地に産したものであることが知られ、蜀椒すなわち朝倉山椒と秦椒は、これもまた、古くから区別して取扱ったものと思われる。駿河、伊豆、遠江の三国からなる静岡県もまた、古来各地に産したものである。

山椒の実は、6～7年の成育樹では一本約3キロの収穫があると見積られるが、乾燥しての量から推して考えると上記の量に達する山椒の本数としては、現今の植林に比べればまことにわずかなものであるが、山椒のもつ

特別の香気は早くから人々に知られ、そして利用されたものであろう。

小野蘭山の本草啓蒙には、山椒について秦椒、申椒、含丸使者、土椒などの別名を挙げ、蜀椒を峽椒、ナルハジカミ、アサハジカミ、アサクラザンショウと呼ぶとあり、この本にも蜀の国の物を上品とすると記され、朝倉山椒は、蜀の種ではないが、蜀椒の名を借りて用い、この品は元但州朝倉から出るので朝倉山椒という。今は丹波に多く伝え、また摂州有馬にも多く栽えると書かれているから、本草啓蒙の著わされた文化3年(1806)頃の朝倉山椒の状況の一端を知ることが出来る。駿河国では、現在も由比川、庵原川、安倍川、蘆科川、朝比奈川などの流域で山間部に見出されるが、みかんの栽培のため年々減少の有様である。

ここに述べようとする林香寺山椒もまた、朝倉山椒にはかならないもので、落葉灌木、葉は奇数の羽状複葉、葉柄の基部に刺が全くなく、果実は他種より大きく、辛味も多くて、香気も高いいわゆる上品に属するものであるが、秦椒に比べて、育てにくく、枯れやすいという欠点がある。

上述の朝倉山椒が此の地方の人々によって林香寺山椒と呼ばれるゆえんは、庵原郡由比町東山寺にある臨済宗の西湖山林香寺に栽培されて、家康以来、徳川幕府に守られてきたからである。

林香寺の開祖、九英禪師は中国の西湖畔に生まれ、鎌倉に來たが、清見瀉を一望する由比町東山寺の地が故郷の風景を彷彿するとてここに西湖山を号して住んだ。興津の清見寺と共に当地方五山の一つに数えられ、かつては由比川、牛沢、妙沢に囲まれた寺領を有し、等身大の延命地藏尊の金色像は湛慶作とも伝え、境内のしだれ桜は家康お手植えとも伝えられる。由井正雪も幼時、この寺小屋に学んだという。由比地方はびわ・みかんの産地でもあるが、みかんは林香寺住職殿城和尚が岸和田泉光寺の出身で、温州みかんを携えて來たのに始まるという。享保元年2月21日、同翌2年1月14日と再度にわたって諸堂が焼失

したため古い史料が見出されないのは残念である。

林香寺の参道である坂下に西湖山、林香寺の二つの石碑があったが、農地解放で現在は桃山時代の建築という山門の前に移されたが、徳川時代にはここに1寸厚味の檜材製の入屋形高札があって、同寺内の山椒畑は幕府から保護された。今林香寺が保存する禁札は、慶保年中のもので墨跡も明らかでないが、記録によると

御 札

1. 山椒畑に猥りに入るべからざること
2. 当山の山林、竹木を猥りに採せざること
3. 寺内に於て殺生なすべからざること

右の条堅く相守るべく、若し違反の輩これあるに於ては急度沙汰におよぶべき者なり

慶安二年八月十七日 志摩守

とある。

山門の西側には約4反歩の山椒畑があった。この山椒は選果のうえ、年々江戸幕府に贈られたもので、毎夏土用三日に、町の娘たちが選ばれ、その娘達の手で芽をつみ、実を採り、果柄をつけたまま、葵紋入りの盆の上で、種子を去り、重箱の中にモロコシの葉を敷いた上に、さらに吟味した山椒を一房ずつならべ、重箱を重ね約五升とし、重箱の一つ一つの上に山椒の葉をのせて蓋をし、さらに外箱に納め、「献上林香寺山椒」「御朱印」本山の「花園」の札に守られ、御箱用人、宿役人、林香寺住職、町問屋、町年寄、百姓総代などが行列をつくって駿府に至り、駿府役人から菰山の代官所を経て江戸へ下ったもので、この行事は明治3年まで260年余りの間つづいたのである。

この山椒は幕府のほか、重役方へも届けられたものであろう。松平信綱(伊豆守)の書状が林香寺に所蔵されている。

これらの場合もすべて役所扱いで当時の受領書もあるが、日付の記載を欠いている。現在のように秒まで問題にする世の中では考えられないことであるが、「駿府奉行所雑記」

の中の「差上物品」という項にこの地方の差上物について、次のように定めている。

すなわち、四月は筍、五月には白瓜、なす、六月は熟瓜と山椒、七月は雛うづら、十一月は芝川苔が江戸御台所にさしあげることになっており、山椒については六月土用に入り三日ほどすぎ木放し、選果、宿次証文とあるので、食品類の保存法も現在と異なり、山椒といえは土用入り三日と決められ、特に日付印の必要もなかったものと思われる。（上述の月はいずれも旧暦である）

林香寺山椒が徳川幕府に献納されるようになった起りは、慶長六年徳川家康がこの地方に鷹狩を催されたとき、林香寺に休憩して、冷水を所望されたので、住持天輪和尚（岡山より八世に当る）が、井一杯に冷水をたたえ、それに朝倉山椒を添えてさしあげたところ、家康はいたく喜ばれ、その山椒について問われたので、天輪和尚は開祖九英禅師が、唐より携えた朝倉山椒であることを答えた。家康は早速、山椒を毎年届けるようにと命じ、13石1斗の知行と寺中の山林、竹木の諸役を免ずる旨の御朱印の下賜があった。

以上のことについて当時の由比本陣の岩辺郷左衛門の記に、慶長6年在城の時とあるのを、在城は慶長14年以後のことであるから誤りであると、加藤正行著「名遠里曾記」に書いたもので、それにしたがって記されたものもあるが、慶長6年は東海道の伝馬の制が設けられ、金沢文庫の一部の本が駿府に移され、慶長小判を駿府金座でも铸られた年であるから、慶長14年以後のように隠居して在城を日常のこととしたのとは様子は異なっているが、駿府城にあって、まだ天下統一も全からず、鷹狩などを催して武勇を練り、一方では人材を得、人心を掌握するのに細心の意を用いて

いた一つの表われがこの山椒に記されたもので、天下泰平となつては山椒のことで御朱印に及ぶなどとは考えられないと思う。

また、「井一杯の冷水に山椒一葉浮べて」と、まことに風流な書き方をしているものもあるが、明治2年の林朱寺所蔵の書き物には「御好付水中江、乾山椒入候」とあるからこの記述にしたがうことにした。

再度の火災で家康の御朱印など残っていないことは残念であるが、林香寺から浅草の海禅寺に届け出た書状で三代家光、綱吉、吉宗、家重、家治からも御朱印を賜わったことがわかる。すなわち書状の中に、大猷院とあるのは家光、常慶院は綱吉、有徳院は吉宗、悌信院は家重、浚明院が家治のことである。

静岡地方では朝倉山椒を「ホンザンショウ」または「刺なし山椒」とも呼んで他と区別している。そして「刺なし山椒」は安倍郡玉川村の朝倉家より出たものと伝えられているが、これは朝倉六兵衛左重が、天正・文祿の間、家康に仕え、小牧の陣の功により安倍郡玉川村柿沢に居を賜わり、安倍の山方の御用と、安倍を通じて信州への道筋見分などを仰せつけられたのが此の家の初めで、数年前までは朝倉山椒の大木が存じたが、この山にくわしい家にあったものが朝倉山椒であったか、朝倉姓なので、その出身が但馬が否かについては明らかでない。

朝倉山椒の栽培を現在もつづけているのは、つ藁科川の上流、安倍郡清沢村坂本の宮本武三老で、山葵田の両岸に植えているが、朝倉山椒は、実生が育たず、又育ちににくいので、接木用に秦○も育てている。

静岡の大火や、戦災前には市内の庭園に山椒が配されているのをよく見たが、今では稀れである。

— 随 想 —

東西「薬」という字雑考 (その2)

吉 井 千 代 田*

話す言語（ことば）は、流動的であり、文字による語句、文章は固定的である。流動的なものは何らかの形で記録しなければ捕捉し難く、とかくあいまいな点を伴う。一方、文字（印刷）は弾力性、融通性に欠けるので、語句文章の表現が適当でないと、誤って解釈されるおそれがある。そこに言葉なり用語なり文章なりに用いられる字の示す意義を定め、それを正しく解釈し理解する必要がある。

特に学術上の研究発表、討論等に当ってこの点を深く考慮しなければ、命題解説の前提となる論旨が明確を欠き、討論が本筋から逸脱し無意味に終るおそれも出てくる。

文字や印刷技術の発明は、知識産業に対して計ることのできないほど巨大な貢献をもたらした。実に人類史上、ここに初めて思想、個人の意志、ならびに社会的な知識等を他に汎く伝達し、しかも時代を超えて後世にわたって記録することができ、口頭による伝承や古老の記憶だけに依存しないでもすむようになった。たとえ多くの年月を費やして知能を蓄積した頭脳が死んでも、永くそれらの知識を保存することもできるようになり、いわゆる文献の活用によって学問の進歩発達がみられるようになったことはいうまでもない。

「薬」という字義に関しては前号に記したが、用語上、「薬」という字を形容詞的に用いたもの、たとえば薬〇〇、薬品〇〇、薬事〇〇のごとき用例と、名詞的に用いている〇〇薬というごとき用例とがある。形容詞的に用いられる場合は、極めてあいまいに用いられ易く、薬〇〇における「薬」の意は、主と

して“薬に関する”…“薬の…”であろうが、薬品〇〇となると薬品を広義のものと狭義のものに分けて考えることによって異なる。

広義には衣食住生活に関する薬品、たとえば食品添加物、染料、ペイント、シンナー、化学肥料、農薬、洗剤、試薬、工業用薬品等も含まれるが、狭義には疾病の治療、予防、診断に与かる医薬品（くすり）に限られてくる。

本質的には薬用とされるものと同一のものであっても試薬、工業用、調味料、写真用等のごとく用途にしたがってそれぞれの規格を設け区分されるものもある。また、作用の差異によって毒薬、劇薬、麻薬等の行政区分が行われるものがあるほか、用途上、剤型、適応症等によって分類されるものがある。

これらは「薬」という字が名詞的に用いられる〇〇薬というがごとき場合であって、作用、用途を示す形容詞的の字句との複合語が多い。

なお「薬」という字の読み方については、単にヤと読む場合の例として薬研（ヤゲン）薬缶（ヤカン）があり、また薬局（ヤッキョク）、薬価（ヤッカ）、薬系（ヤッケイ）、薬禍（ヤッカ）薬効（ヤッコウ）のように、つまって読む（促音）によるものがある。このようにヤとヤッも共に力行につづく場合であることは興味がある。他はすべて薬事法、医薬品、服薬、薬学等のごとくヤクと読む。

「薬」という字を（くすり）と訓読して用いる造語、熟語、複合語は、現在ほとんど用いられていないものまでを含めると、意外に数が多いことにおどろく。

* 日本薬史学会

くすり (薬)

くすりいれ
くすりうり
くすりかす
くすりがち
くすりがり

くすりぐい

くすりこ (くすこ)

くすりぎけ
くすし

くすりシャボン

くすりだい

くすりだのみ

くすりちゃ

くすりどの (くすどの)

くすりどびん

くすりとり

くすりなべ

くすりなやみ

くすりのかみ

くすりのかみ

くすりのつかさ

くすりのによかん

くすりのひ

くすりばこ

くすりびん

くすりぶろ

くすりぶろ

くすります

くすりみず

くすりもぐさ

くすりもんちゃく

くすりや

くすりゆ

くすりゆび

くすりろ

薬 入

薬 売

薬 滓

薬 勝

薬獵 (狩)

薬 食

薬 子

薬 酒

薬 師

薬 代

薬 頼

薬 茶

薬 殿

薬土瓶

薬 取

薬 鍋

薬 悩

尚薬・典薬頭

薬の神

薬 司

薬の女官

薬の日、くすりび

薬 箱

薬瓶・薬壺

薬風呂

薬風炉

薬 枺

薬 水

薬 艾

薬悶着

薬 屋

薬 湯

薬 指

薬 炉

① 病氣や傷を治療するために、服用または塗布、注射するもの。水薬、散薬、膏薬、煎薬などの種類がある。

② 釉薬 (うわぐすり)

③ 火薬

④ 心身に滋養、利益を与えるもの

⑤ 薫香 (たきもの)

薬の容器

薬の行商人

薬を煎じた残りのカス

身体が弱く薬に親しみがちなこと

きそいがり。上代以来、五月の節句に山野に出て薬草を競って採集すること。万葉歌「かきつばた衣にすりつけますらをのくすりがりする月は来にけり」

① (俳諧冬季語) 寒中に保温のために獣肉を食したこと

② 滋養となるものを食うこと

中古、正月元旦に供御に奉る屠蘇などを試飲する童女

薬用となる酒

医者

薬用石鹸

やくだい、薬の代金、医師の治療費、薬価

薬のキキメにたよること。(期待)

黒大豆、陳皮、生薑など、茶に加えて飲む薬用飲料

禁中で、侍医などのひかえていた処

薬を煎じるに用いる土瓶

① 薬の材料を採集すること。またその人のこと

② 医師の処へ薬を取りに行くこと。またその人のこと。

薬を煎じるに用いる鍋

薬の中毒に悩むこと

薬司 (くすりのつかさ) の長官。典薬寮の長官。

薬師の神 (くすしのかみ)。神代に医療・禁厭の法を定めたという少彦名神、大己貴神。

斎宮十二司の一、薬剤の事を掌る

正月の正旦に屠蘇の供御を奉る役をつとめた女官

陰暦五月五日の異称、この日薬玉 (くすだま) を掛けたからとも薬獵をしたからともいう。

② 医者が往診するとき薬など入れて携帯した箱。薬籠。

くすり湯

薬鍋をかけて薬を煎じる風炉

奈良・平安時代に、薬を量るに用いた枺。小枺は一合或は二合二勺五才、大枺は九合に当る。散薬には小枺、煎薬には大枺を用いた。

薬品を混じた水。薬液、水薬。

灸に用いるモグサ

良薬の選定についてもめること

薬を売る家、売る人。薬種屋

薬を入れた浴湯

拇指から四番目、小指の隣りにある指。べにさしゆび。(薬を溶かすに用いるなどすることからいう) 無名指、薬師指。

くすり風炉

くすりくそうばい	薬九層倍	薬の価が原価に比べて非常に高いこと、暴利を得ることをいう。
くすりにするほど		極めて少量のことをいう。
くすりひとを殺さず くすしひとを殺す)		罪はその物にあるのではなくて、これを運用する人にあるということ。
くすりよりようじょう	薬より養生	薬をのむより養生が大切。
くす	薬	熟語に用う。くすりの語根。
くすす	薬す (他サ行 四段)	薬をのませて病をなおす。いやす。
くする	薬る (他ラ行 四段)	〃
くすし	薬 師	医者
くすしぶみ	薬師書	医術を学ぶ書物。医書
くすだま	薬 玉	五月五日の端午に不浄を払い邪氣を避けるものとして簾や柱に掛けたもの。麝香・沈香・丁など種々の香料を玉にして錦の袋に入れ糸で飾り、造花は菖蒲や花などを添えて結びつけ、五色の糸を長く垂れたもの。
くすね	薬煉	松脂と油を混合して煮て煉ったもの。糸、弓弦などに塗って強くするもの。

この中で従来一般に知られていないと思われるのは、「薬」という字を他動詞的に用いられていることであろう。薬す(くすす)は、サ行四段活用、薬る(くする)はラ行四段活用で、いずれも薬を与える、薬をのませる、薬によって病を治すという意で使う。また薬師(くすし)、薬玉(くすだま)等の用例にみられるように(くすり)の(り)を省いて、単に(くす)と読む場合がある。

つぎに、「薬」という字を用い、ヤクと音読する造語を列記してみよう。

薬 医 典薬の唐名
 薬医門(役居門)、もと医家の門
 施薬院(やくいん) 施の字を省いて読むのを例とする。上代窮民に施薬した処。せやくいん。養生所の異称
 薬 液 くすりの液。液体のくすり
 薬 園 薬草を植えるはたけ、採取するはたけ。薬園
 薬 王 くすりの中の王座になるもの。薬王菩薩の略。良薬を施与して衆生の心身の病苦を除治する菩薩。法華經に説く二十五菩薩の一。
 薬 害 薬品の害
 薬 学 薬剤について研究する学問。薬物学・薬理学
 薬 剂 薬の品々。医療に用いる薬物。またそれを調合したもの。くすり、薬品、薬物。
 薬剤師 薬剤師国家試験の合格者、その他の者で厚生大臣の免許をうけ薬剤師名簿に登録され

主として医薬品の調製、鑑定、保存、調剤、交付に関する実務を行う者。

薬 司 中古、後宮で医薬の事を掌った役所。尚薬・典薬等の職を置いた。くすりのつかさ、くすりのし。

薬師・薬師如来 衆生の病氣を治すという如来

薬 餌 薬と食物と。くすり

薬 酒 薬種を入れた酒

薬 室 薬を調合、処方するへや。火器の装薬を入れる部分。

薬事法 医薬品、用具等の製造・販売の適正を図るための法律

薬 種 薬材、薬品、くすり。主として、きぐすり
 薬種商 くすりや。薬を調合・販売する家、またはその人。薬舗、薬種屋。

薬 疹 薬剤の中毒によって起る発疹。

薬 石 石は砒石(いしばり)で古代の医療器。薬といしばり、それを用いてする治療

薬 専 薬学専門学校

薬 箋 処方箋

薬 草 薬用植物

薬袋、薬囊(やくのう) 薬を容れる袋

薬 代 薬の代価、薬価

薬 店 薬を売る店、薬舗。

薬 湯 くすりゆ。薬を煎じ出した湯、せんじぐすり。(湯薬)

薬 毒 薬の中にふくまれている毒性

薬 博 薬学博士

薬 方 薬の処方、調薬の方法。

薬 包 火砲に使用する発射用の火薬。

薬包紙 散薬を包む紙

薬品 くすり, 薬剤

薬物 薬剤となる物

薬舗 くすりや, 薬店

薬味 薬の品種, 薬品, 加薬, 食品に添加する香料.

薬味簞笥 (やくみたんす) 漢方医が種々の薬種を容れて置くひき出しの多い簞笥. 百味——.

薬用 薬として用いること. 薬のはたらき. 薬を用いること.

薬浴 薬剤をまぜて行う温浴.

薬欄 (やくらん) 薬園のかこい. 薬圃の垣.

薬理学 生活体に一定の化学的物質を与えたときに起る生活現象の変化を研究する学問. 薬物学. 薬学

薬力 (やくりき) 薬の効力, くすりのききめ

薬料 (やくりよう) 薬の代金, 薬代, 薬品の材料

薬礼 投薬の礼として医師に贈る金銭, 医薬料

薬籠 (やくろう) くすり箱, やろう, くすりを容れて携帯する

薬籠中のもの 薬箱の中に納めてある薬品のうちに, 時に応じて自分の役に立ち, 思いのままになるもの, または人物

薬研 (やげん) くすりおろし, くすりくだけ

薬気 (やっき) くすりの香, くすりのけ, くすりけ

薬夾 (やっきよう) 薬を入れるもの, ケース

薬効 (やっこう) 薬のききめ

薬価 (やっか) 薬の価格

薬局方 (やっきょくほう) 医薬品の品質, 純度の基準を定めた公定書

薬局 (やっきょく) 薬を調剤する所

元来, 新しい学問, 制度, 製品等に伴う言葉には外来語が多く, 原語をカナ書きで表わすものがますます増加しており, さらにそれらを日本語に訳したのもも少なくないから同義と思われる東洋, 西洋の言葉を対照してみると, その語源, 原文, 原語から推して考えると意味がよく判るものがある.

たとえば, 薬学は薬物学, 薬理学に同じとしている一方, 薬物学は薬学に同じとしている辞書がある. この事は, 薬学という学問が輸入移植されたものであるから, これらに関連のある語は, 英英辞書を引いて対比してみるとよく判る.

つぎに医薬品の「医」は, 多種の薬品の中から狭義にしばって, “医療に用いる” 薬品の意であるが, 医薬分業の「医」は “, 医師の職能” の意であり, 「薬」は “薬剤師の職能の意である. したがって, 医薬品の「薬」と, 医薬分業の「薬」とでは同じ「薬」でありながら全然意味が違う. 英語では医薬分業を Separation of Medicine and Pharmacy と書くから, この場合は医学と薬学とを分離することのように解釈される.

また〇〇薬, 〇〇剤というように「薬」と「剤」を同じように用いる場合が少なくないが, 薬剤の「剤」の意は, 今日では調合 (配合) された薬の意に用いられることが多く, 調剤, 製剤のほか前記のように〇〇剤など広く使われている. 漢字解によると「劑」は (ととのえる) の意味の「齊」と, 物を切り分つ刀 (リ) との会意形成字で, 薬を調合するサジ (匙) を刀圭 (とうけい) というところから, 医師のことを刀圭家という, とある. そして剤の本義は薬種を切り刻んで調製することだという.

ところで, 薬剤師という名称は, その職能の広域にわたる点からみて, 現在では不適當であるといわなければならない.

医薬に相当する言葉には, 英語でも独乙語でも病気を治療するもの, という意を含んでいるものがある. すなわち, Curative, Healing, remedy, Heilmittel など, いずれも医薬 medicine, medizin, médecine の意をもつ. 単に medicine とあれば医学, 医術の意もあるが, “病気の治療, 健康増進のための薬(くすり)” 特に内服薬のことをいう. また売薬は Patent medicine といわれるが, 現在わが国では売薬のことを家庭薬と名を改めている. 売薬とか家庭薬とかを外国語に翻訳する場合には, あまり原文字にこだわると, 実際から遠ざかってしまうおそれがある.

「売薬」に相当する独乙語に Geheimmittel (秘薬) というのがあり, これは内容を明らかにせず, 秘方にもとずくものが多かったからでもあろう. 別に proprietary medicine というのは独占的な専売薬ともい

うべきものである。

Medicament は発音と綴字こそ多少異なっているが、諸外国では、薬、薬剤、医薬の意であって全く **medicine** と同義をもっている。

薬(くすり)を **medicine** というほか、粉末薬(散薬, こなぐすり)は単に **powder**, 丸薬は **pill**, 水薬(液剤)は **liquid medicine** 外用塗布薬は **Ointment** というふうに薬(やく)あるいは薬(くすり)という字をことさらに複合的に用いない例が多い。たとえば駆虫薬, 睡眠薬, 解熱薬等々, 単語名詞ができてゐる。服薬, 投薬などの用例は、薬をのむ, 薬を与えるの意で、薬を目的格に使っている。また、毒薬の薬は名詞形であるが、薬毒(薬の害, 副作用, 毒性)の薬は形容詞形として使われている。

辞書にも見当たらない造語例として、次のようなものがある。(カッコ内はその意味)

- 薬系 (薬学関係あるいは薬学系統)
- 薬育 (薬学教育)
- 薬政 (薬学, 薬業, 薬剤師, 薬品等に関する政治的の事項, 政治的關係)
- 薬史 (薬学, 薬業等に関する歴史)
- 薬事 (薬剤師, 医薬品などに関する事項)
- 薬疹 (薬の副作用によって生ずる発疹)
- 薬殺 (野犬等を毒薬を用いて殺す)

以上の用語例の中で、単に薬——とある場合の薬とは、薬(くすり)に関係のある、という意であるか、または薬学の領域におけるという意であるか、明らかでない場合もあり、薬品—, 薬剤—, 薬物—等は薬—と同義に解釈しても差支えない場合もあり、また薬(くすり)の意であるにしてもそれぞれ多少ニュアンスを異にする場合もあって、言葉の意味を一層あいまいにさせている。

つぎに、薬, 薬剤, 薬物, 医薬, 薬学等に関する英語を記す。

Medicine	薬剤, 医薬. 医学, 医術.
Medicinal	医薬の, 薬の, 薬による, 薬物の,
Medical	薬物性の, 薬用の. 医薬の, 医学の, 医療の, 医術の

Medicate	薬を加える.
Medicative	薬の, 薬用の.
Medication	投薬. 薬物混入. 薬物配合.
Medicament	薬剤, 医薬品.
Medico-	
Remedy	医薬, 医療, 治療, 療法.
Remedial	薬の, 治療上の.
Remedium (Remedia)	薬, 薬物.
Drug	薬, 薬品, 薬種, 薬剤, 医薬品,
Druggist	薬剤師. 薬種商.
Materia medica	医学, 薬物.
Pharmacy	薬学. 薬局
Pharmacial	薬学の.
Pharmaceutic	薬学の.
Pharmaceutics	製薬学
Pharmaceutical	薬学の, 調剤上の, 製薬の, 売薬の, 薬剤
Pharmaceutist	薬剤師,
Pharmacist	薬剤師.
Pharmaco-	薬という意の接頭語.
Pharmacodynamic	薬力学的.
Pharmacodynamics	薬力学.
Pharmacognosy	生薬学.
Pharmacognosist	生薬学者.
Pharmacology	薬学, 薬理学, 薬物学.
Pharmacologist	薬学者, 薬理学者, 薬物学者
Pharmacologic	
Pharmacological	
Pharmacopoeia	薬局方
Pharmacopeia	
Pharmacopeial	
Pharmacotherapy	薬物療法
Pharmacia.	薬 学
Pharmic.	薬学生

薬学, 薬局の意をもつ **pharmacy** (英・米) に相当する欧米語は, **pharmacie** (仏), **pharmazie** (独), **Farmacia** (西), **pharmacie** (和), **Farmacia** (伊) 等となっている。

日本薬学会から刊行されている雑誌の名称“ファルマシア”は、すでに諸外国でラテン語 **PHARMACIA** が用いられているから、同じ題名を使うとまぎらわしくて不適当だということによるものらしいが、ファルマシアをそのまま音訳して **FARUMASHIA** とローマ字化することには、少なからず異議が述べられているようである。しかもローマ字に

は FA という発音の綴字はない。

最後に、中国語の「薬」という字の用語例の幾つかを記す。

薬	Yao 薬に全じ
薬 棧	薬種問屋
薬 散	薬 礼
薬 方	処方箋
薬方子	処方箋
薬 房	薬店、薬種屋
薬 粉	散 薬
薬 性	くすりの性質
薬 花	八百屋の符牒 (十の意)
薬 力	くすりの効能
薬 料	薬剤、薬材
薬 末	粉薬、散薬
薬 片	錠 剂
薬 餅	錠 剂
薬 散	散 薬
薬 石	教訓、忠告(上位にある人からの)
薬石成仇	良薬は口に苦し
薬石無驗	薬石効なし
薬 書	薬学の書

薬 水	水 薬
薬水針	注射器
薬單留	処方箋
薬 土	阿 片
薬材行	薬種屋
薬 資	薬 代
薬 丸	丸 薬
薬 油	膏薬のこと
薬 味	薬
薬引子	主薬のキキメを有効にするため に服用する副薬

(本稿を記すに当り、下記の辞典を参照し引用した)

新 村 出 編	：広辞苑
石 井 勲 著	：漢字の神話
宮島・矢野共著	：中国語辞典
西尾・岩淵共編	：岩波国語辞典
金田一京助監修	：明解国語辞典
研 究 社	：New English-Japanese Dictionary
〃	：Current English Dictionary
富 山 房	：雙解英和辞典

Establ. 1870

HEIANDOO PHARMACY

5-78 Aioityoo, Nakaku, Yokohama, Japan.

Tel. Yokohama : 045-681-3232 ; 3233.

Dr. TOOTAROO SIMIZU, Pharmacist.

Professor of Pharmacy TOHO UNIVERCITY, Tokyo

Member of THE JAPANESE SOCIETY OF HISTORY OF PHARMACY, Tokyo.

Member of L'ACADEMIE INTERNATIONALE D'HISTOIRE DE LA PHARMACIE. Pays Bas.

Member of Internationale Gesellschaft für Geschichte der Pharmazie e. V., Stuttgart.

Member of the American Institute of the History of Pharmacy, Madison.

HUZIO SIMIZU, Chief Pharmacist.

創 業 明 治 3 年

平 安 堂 薬 局

横浜市中区相生町5-78(馬車道)

電 話(045)-6 8 1-3 2 3 2, 3 2 3 3

東邦大学教授	薬学博士	清 水	藤太郎
薬 局 長	薬 剂 師	清 水	不二夫

(薬史学・資料の紹介)

根本曾代子：近代薬学史年表(1)弘化2～大正元(1845～1912), 薬局, 19, 7, 909～914, (1968)

〃 〃 (2)大正元～昭和41(1912～1966) 〃 〃 8, 1061～1064(〃

平安堂閑話；明治百年と薬学(1)不良薬対策, 薬局, 19, 3, 419～420 (1968)

〃 〃 (2)売薬制度(1), 〃 〃 4, 531～532 (〃)

〃 〃 (3) 〃 (2) 〃 〃 5, 670 (〃)

〃 〃 (4)薬学教育(1) 〃 〃 7, 926～928 (〃)

〃 〃 (5) 〃 (2) 〃 〃 9, 1212 (〃)

〃 〃 (6) 〃 (3) 〃 〃 10, 1345 (〃)

〃 〃 (7)医薬分業(1) 〃 〃 11, 1471～1472 (〃)

〃 〃 (8) 〃 (2) 〃 〃 12, 1601～1602 (〃)

谷岡忠二；日本薬剤師会史稿, 日本薬剤師会々誌

(1) 維新政府の画いた医事薬事制度 19, 8, 21～23 (1967)

(2) 医制とその実施 〃 9, 69～71 (〃)

(3) 初期の薬剤師養成(1) 〃 10, 49～53 (〃)

(4) 〃 (2) 〃 12, 37～49 (〃)

(5) 始動期の東京薬剤師会 20 1, 61～66 (1968)

(6) 地方薬剤師会の推進 〃 2, 25～29 (〃)

(7) 初期の議会運動 〃 4, 41～44 (〃)

(8) 会 内 の 動 揺 〃 5, 43～46 (〃)

(9) 日本薬剤師会設立 〃 6, 57～63 (〃)

(10) 明治27年公布の関係法令 〃 8, 37～40 (〃)

(11) 台 湾 統 治 〃 9, 45～47 (〃)

(12) 明 治 中 期 (1) 〃 10, 54～57 (〃)

(13) 〃 (2) (明31=1898) 〃 11, 69～71 (〃)

根本曾代子；歴代日本薬剤師会々長小伝, 日薬誌 (1968)

正親町実正先生 (初代) 20, 8, 41～44 (1968)

下山順一郎先生 (2代) 〃 9, 41～44 (〃)

丹波 敬三先生 (3代) 〃 10, 51～53 (〃)

丹羽藤吉郎先生 (4,6代) 〃 11, 65～67 (〃)

根本曾代子；丹羽藤吉郎先生の人間像, 日薬誌 (1968)

(1) 20, 1, 50～53 (1968)

(2) 〃 2, 37～41 (〃)

(3) 〃 3, 37～40 (〃)

(4) 〃 4, 39～41 (〃)

(5) 〃 5, 53～56 (〃)

(三浦三郎)

あ と が き

第3巻第2号の刊行に際して想うことは、第4巻以降はさらに学術誌としての内容を充実させなければならないということである。

会員数も次第に増加しつつあることは御同慶であるが、その事は機関誌の刊行に与かることが少なくないので、今後会員各位の御寄稿に期待するとともに、編集子も意欲を新たにして努力したい。次号（第4巻第1号）については、寄稿締切を来る44年5月末とし、7月刊行の予定。次いで創立15周年記念号の編集を企画したい。

(薬史学雑誌 正 誤 表)

○第1巻第1号

頁	段	行	誤	正
11	左	14	ドイツ皇帝	1240年ドイツ皇帝
11	左	19	実情を通し	実情に適し
11	左下	6	「薬剤師」	「薬剤師（薬舗主）」
11	右	14	医学教育	その他「医学教育」
12	左	25	医薬	医薬分業
12	左下	3	実際に	今は実際に
12	右	1	悪くても	悪くても民衆は
13	左	11	言われ	言わ

○第2巻第1号

17	左	14	章の	(削る)
18	左	13	を剤	薬剤
18	右下	17	Er darf	Er darf keiue
18	右下	3	oropriam	propriam

○第3巻第1号

3	右	5	余, キナエン瓶	余キナエン二瓶 (以上清水藤太郎氏記事)
---	---	---	----------	-------------------------

○第3巻第1号

	I	II	III	IV	V	VI	□ II	VI (1)	VI (2)	VI (2)改	備 考
ボタンピ							○	○	○		VII(2)改○加入
ボタンピ末									○		同上
ボレイ							○	○	○		□VI II(2)○加入
ボレイ末			○						○		III○削除 VII(2)改○加入
ワダイオウ						○			○		IV○加入
ワダイオウ末											この項削除

(以上木村雄二郎氏記事)

日 本 薬 史 学 会 会 則

第1条 本会は日本薬史学会 The Japanese Society of History of Pharmacy と名付ける。

第2条 本会は薬学、薬業に関する歴史の調査研究を行い、薬学の進歩発達に寄与することを目的とする。

第3条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 総会（毎年日本薬学会年会の時に举行）
2. 例会（研究発表会，集談会）
3. 講演会，シンポジウム，ゼミナール，その他
4. 機関誌「薬史学雑誌」の発行。当分の間年2回とする。
5. 資料の収集，資料目録の作製。
6. 薬史学教育の指導ならびに普及。
7. その他必要と認める事業。

第4条 本会の事業目的に賛成し，その目的の達成に協力しようとする人をもって会員とする。

第5条 本会の会員は会費として年額1,000円を前納しなければならない。但し学生は年額500円とする。賛助会員は本会の事業を協賛する人または団体とする。賛助会員は年額5,000円とする。

第6条 本会に次の役員をおく。会長1名，幹事若干名，評議員若干名，役員の任期は2カ年とし重任することを認める。

1. 会長は総会で会員の互選によって選び，本会を代表し会務を総理する。

2. 幹事は総会で会員の互選によって選び，会長を補佐して会務を担当する。

3. 幹事中若干名を常任幹事とし，日常の会務および緊急事項の処理ならびに経理事務を担当する。

4. 評議員は会長の推薦による。

第7条 本会に事務担当者若干名をおく。運営委員会は会長これを委嘱し，常任幹事の指示を受けて日常の事務をとる。

第8条 本会の事業目的を達成するため別に臨時委員を委嘱することができる。

第9条 本会は会長の承認により支部又は部会を設けることができる。

第10条 本会の会則を改正するには総会で出席者の過半数以上の決議によるものとする。

第11条 本会の年度は暦年（1月より12月まで）とする。

第12条 本会の事務所は東京都千代田区神田駿河台日本大学理工学部薬学科内におく。

日本薬史学会役員（昭和41年3月現在）

○印は常任幹事

会長 朝比奈泰彦

幹事 赤須 通美 三浦 三郎

石坂 哲夫 三堀 三郎

○木村雄四郎 根本曾代子

清水藤太郎 ○吉井千代田

（地方）高橋真太郎 木村 康一

宗田 一 塚本 赴夫



タケダ薬機
血の健康さ血にきかぬ...

毎日のもう アリナミン[®]A

疲労・倦怠感・肩こり・腰痛・神経痛・リウマチ・筋肉痛

食欲不振・胃下垂や便秘(胃腸運動失調症)・疲れ目(調節障害)

★5ミリ錠・25ミリ錠・ほかに50ミリ錠があります ★詳しくは医師や薬局・薬店でご相談ください

